



科研費等公的研究費を応募された研究者の皆様へ

2026年度科研費等公的研究費に応募された方で、2020年度以降の再受講・再提出または新規受講・提出をされていない方は、速やかにコンプライアンス教育を受講した後に「誓約書」の提出をお願いします。コンプライアンス教育動画および誓約書の提出（オンライン）案内は以下のページにまとめています。

http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/05.html/

今年度は5年に一度のコンプライアンス教育一斉受講の年です。コンプライアンス教育の内容を見直し、新たな理解度チェックを実施します。準備ができ次第、ご案内します。

また、「研究倫理教育」の受講も必須です。日本学術振興会のeラーニングシステムeLCoREにアクセスの上、必ず受講してください（2021年度以降の受講が必要です）。

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

なお、「研究倫理教育」の一斉受講年は2026年度になります。改めてご案内します。

Compliance



他大学で実際に発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、実際に発生した不正事案の概要が公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

そのうちの1件の概要をご紹介します。



次頁の案件に関して、当該教員は目的外使用に該当すると認めていません。しかしながら、名誉教授Aおよび准教授Bは「故意による科研費の目的外使用が行われたもの」、助教Cは「目的外使用に関して共謀があったもの」、准教授Dは「自らの科研費に対する善管注意義務違反があったもの」としてそれぞれ不正使用が認定されました。

このように、**私的流用が一切なく、動機が研究室の持続的安定確保だったとしても、倫理観や社会通念上要求される注意点が欠如した行為は不正使用と認定されます。**「研究遂行上必要である」と説明できたとしても、倫理観や社会通念に照らした際に「不適切」と認定されることがあります。会議渉外費における酒類を含んだ飲食物の提供や、本来事前承認が必要な事項の事後手続きなども、研究者の認識とギャップが生じやすい事例と言えます。

本大学における研究費の適正執行の考え方や研究費執行の様々な手続きについては、「研究費執行ガイドブック」をご確認ください。

https://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/09.html/

また、ご質問やご不明な点は各リサーチオフィスまでお問合せください。

不正の種別	目的外使用
不正が行われた年度	2018年度、2020年度
不正に支出された研究費額	572,480円
不正に関与した研究者数	4名(うち1名は共謀、1名は善管注意義務違反)
動 機	名誉教授Aおよび准教授Bは、研究室の事務を担当していた非常勤職員の任期が2018年3月末で満了となる際、2018年10月に再度研究室に戻ってきてもらうことを企図し、半年間だけ雇用してくれる企業等を探し、助教Cが以前代表を務めていた民間企業に依頼することを決めた。助教Cは、当該企業と交渉し、当該非常勤職員に係る人件費相当分を教育研究費で購入する消耗品等で補填する約束をした。准教授Dは、准教授Bなどから消耗品等を購入・譲渡することを依頼され、それを漫然と承認して購入した。
手 法	助教Cは、結果的には名誉教授Aおよび准教授Bの依頼を断らずに当該企業と交渉し、当該非常勤職員について半年間の雇用を実現させた上で、人件費相当額を補填するという約束を履行させるため消耗品等を指定するなど、本件目的外使用を共謀した。その後、名誉教授Aは2018年と2020年に、准教授Bは2020年に消耗品等を購入・譲渡するなどして、自らの科研費について目的外使用を行った。また、准教授Dは、准教授Bなどから消耗品等を購入・譲渡することを依頼され、それを漫然と承認するなど、研究分担者として自らの科研費に対する善管注意義務を怠った。
発生要因	当該大学では、2007年5月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき研究費の不正防止対策の基本方針を制定した。2014年12月には、ガイドラインの改正を受け研究費の運営及び管理体制に関する要項を制定し、体制の整備やコンプライアンス教育を実施するなど、これまでに研究費の適正管理や不正経理の防止に向け、様々な措置を講じてきた。 それにもかかわらず本件目的外使用が発生した要因としては、本件目的外使用に関わった4名全員が、教員としての倫理観や教育研究費の目的外使用に対する認識、科研費の使用ルールに対する理解、目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が著しく欠如していたことが挙げられる。

出張や立替払いの精算等の手続きはお早めをお願いします

夏期休暇期間中に実施した出張報告は、速やかに手続きを進めてください。
また、立替払いの精算も、領収書のため込まずにこまめに手続きを進めてください。



ニュースレターの発行

このニュースレターは啓発活動の一環として年4回発行し、他機関を含む不正使用事案とその発生要因の共有、内部監査や証憑点検における指摘事項など、研究費の適正な執行のための情報を定期的に発信配信していく予定です。
次回は12月発行の予定です。



立命館大学 研究部